

議案第 1号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成19年10月10日

沖縄県教育委員会

教育長が沖縄県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の全部改正について、臨時に代理したことは、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

沖縄県教育委員会規則第13号

沖縄県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則

沖縄県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和63年沖縄県教育委員会規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）（以下「法」という。）第1条に規定する公益信託（以下「公益信託」という。）の引受けの許可及び監督の手續に關し必要な事項を定めるものとする。

（引受けの許可の申請）

第2条 法第2条第1項の規定により公益信託の引受けの許可を受けようとする者は、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 設定趣意書
- (2) 信託行為の内容を示す書類
- (3) 委託者となるべき者の履歴書
- (4) 受託者となるべき者の履歴書
- (5) 信託管理人を置く場合にあっては、信託管理人となるべき者の就任承諾書及び履歴書
- (6) 運営委員会その他当該公益信託を適正に運営するために必要な機関（以下「運営委員会等」という。）を設置する場合にあっては、その名称及び構成員の数並びにその構成員となるべき者の就任承諾書及び履歴書
- (7) 財産目録
- (8) 預金、有価証券等の財産の権利及び価格を証する書類
- (9) 引受け当初の信託事務年度及び翌信託事務年度（信託事務年度の定めがない信託にあっては、引受け後2年間）の事業計画書並びに収支予算書
- (10) その他教育委員会が特に必要と認める書類

2 前項第3号から第5号までの規定において委託者、受託者又は信託管理人となるべき者が法人である場合にあっては、法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び主たる業務を記載した書類を添付するものとする。

（財産の移転の報告）

第3条 公益信託の引受けを許可された受託者は、遅滞なく、前条第1項第7号の財産目録に記載された財産の移転を受け、その移転の終わった後1月以内に、これを証する登記所、銀行等の証明書類及び信託行為の謄本を添えて、その旨を教育委員会に報告しなければならない。

（事業計画書等の届出）

第4条 受託者は、毎信託事務年度（信託行為に別段の定めがないときは、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。以下同じ。）開始前に、当該信託事務年度の事業計画書及び収支予算書を教育委員会に届け出なければならない。

（事業計画書等の変更の届出）

第5条 受託者は、第2条第1項第9号の事業計画書及び収支予算書又は前条の事業計画書及び収支予算書を変更したときは、遅滞なく、これらを教育委員会に届け出なければならない。

（事業報告）

第6条 受託者は、毎信託事務年度終了後3月以内に、当該信託事務年度末現在の財産目録を添えて、当該信託事務年度における次に掲げる事項を教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 事業の状況
 - (2) 収支決算
 - (3) 財産増減の理由
- （公告）

第7条 受託者は、前条の報告をした後、遅滞なく、前信託事務年度の事業及び財産の状況を公告しなければならない。

(信託の変更に係る書類の提出)

第8条 受託者は、法第5条第1項の特別の事情が生じたと認めるときは、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 信託の変更を必要とする事由を記載した書類
- (2) 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表

2 前項の信託の変更が、当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合にあっては、同項各号の書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添えなければならない。

(信託の変更の許可の申請)

第9条 受託者は、法第6条の規定により信託の変更の許可を受けようとする

ときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 信託の変更を必要とする事由を記載した書類
- (2) 信託の変更をする根拠となる信託法（平成18年法律第108号）の規定（同法第149条第4項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- (3) 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表

2 前項の信託の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合にあっては、同項各号の書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添えなければならない。

(信託の合併の許可の申請)

第10条 受託者は、法第6条の規定により信託の併合の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 信託の併合を必要とする事由を記載した書類
- (2) 信託の併合をする根拠となる信託法（同法第151条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- (3) 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表

(4) 信託法第152条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類

2 第2条第1項第5号から第10号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。

この場合において、同条第9号中「引受け」とあるのは「信託の併合」と読み替えるものとする。

(吸収信託分割の許可の申請)

第11条 受託者は、法第6条の規定により吸収信託分割の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 吸収信託分割を必要とする事由を記載した書類
- (2) 吸収信託分割をする根拠となる信託法（同法第156条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- (3) 吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表

(4) 信託法第156条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める吸収信託分割の手続を経たことを証する書類

(新規信託分割の許可の申請)

第12条 受託者は、法第6条の規定により新規信託分割の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 新規信託分割を必要とする事由を記載した書類
- (2) 新規信託分割をする根拠となる信託法（同法第159条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- (3) 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表

(4) 信託法第160条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める新規信託分割の手続を経たことを証する書類

2 第2条第1項第5号から第10号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。

この場合において、同条第9号中「引受け」とあるのは「新規信託分割」と読み替えるものとする。

(受託者の辞任の許可の申請)

第13条 受託者は、法第7条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

(1) 辞任しようとする事由を記載した書類

(2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

(3) 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

(検査役の選任の申請)

第14条 委託者又は信託管理人は、信託法第46条第1項及び法第8条の規定により検査役の選任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

(1) 選任を請求する事由を記載した書類

(2) 検査役の選任に関する意見を記載した書類

(受託者の解任の申請)

第15条 委託者又は信託管理人は、信託法第58条第4項及び法第8条の規定により受託者の解任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

(1) 解任を請求する事由を記載した書類

(2) 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

(新たな受託者の選任の申請)

第16条 委託者、信託管理人又は運営委員会等の構成員（以下「利害関係人」という。）は、信託法第62条第4項及び法第8条の規定により新たな受託者の選任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

(1) 任務終了の事由を記載した書類

(2) 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

(3) 新たな受託者となるべき者に係る第2条第1項第4号に掲げる書類及び就任承諾書

(4) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

(信託財産管理命令の申請)

第17条 利害関係人は、信託法第63条第1項及び法第8条の規定により信託財産管理者による管理を命ずる処分（以下この条において「信託財産管理命令」という。）の請求をしようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

(1) 受託者の任務終了の事由を記載した書類

(2) 信託財産管理命令を請求する事由を記載した書類

(3) 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

(保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)

第18条 信託財産管理者は、信託法第66条第4項及び法第8条の規定による許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

(1) 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類

(2) 許可を受けようとする事由を記載した書類

2. 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第66条第4項及び法第8条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

(信託財産管理者等の辞任の許可の申請)

第19条 信託財産管理者は、信託法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

(1) 辞任しようとする事由を記載した書類

(2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

(3) 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2. 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条の規定により辞任の許可を受けようとする

する信託財産法人管理人について準用する。この場合において、前項第3号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産管理者等の解任の申請)

第20条 委託者又は信託管理人は、信託法第70条において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 解任を請求する事由を記載した書類
- (2) 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。この場合において、前項第2号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産法人管理命令の申請)

第21条 利害関係人は、信託法第74条第2項及び法第8条の規定により信託財産法人管理人による管理を命ずる処分（以下この条において「信託財産法人管理命令」という。）を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 受託者の死亡の事実を記載した書類
- (2) 信託財産法人管理命令を請求する事由を記載した書類
- (3) 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

(信託管理人の選任の申請)

第22条 利害関係人は、信託法第123条第4項又は同法第258条第6項及び法第8条の規定により信託管理人の選任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 選任を請求する事由を記載した書類
- (2) 信託管理人となるべき者に係る第2条第1項第5号に掲げる書類

(信託管理人の辞任の許可の申請)

第23条 信託管理人は、信託法第128条第2項において準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 辞任しようとする事由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(信託管理人の解任の申請)

第24条 委託者又は他の信託管理人は、信託法第128条第2項において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託管理人の解任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 解任を請求する事由を記載した書類
- (2) 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(新たな信託管理人の選任の申請)

第25条 利害関係人は、信託法第129条第1項において準用する同法第62条第4項及び法第8条の規定により新たな信託管理人の選任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類
- (2) 新たな信託管理人となるべき者に係る第2条第1項第5号に掲げる書類

(信託の終了の申請)

第26条 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第165条第1項及び法第8条の規定により信託の終了を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 信託の終了を請求する事由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

類

(3) 残余財産の処分の見込みに関する書類

(諸届出)

第27条 受託者は、第3条から第6条までに定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその旨を書面により教育委員会に届け出なければならない。

(1) 委託者が死亡したとき（委託者が法人の場合にあっては、解散したとき。）。

(2) 委託者、受託者又は信託管理人の氏名、職業又は住所に変更があったとき（委託者、受託者又は信託管理人が法人の場合にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務に変更があったとき。）。

(3) 信託管理人又は運営委員会等の構成員に変更があったとき。

2 前項第3号による届出の場合（運営委員会等の構成員が再任である場合を除く。）は、第2条第1項第5号又は第6号の書類を添えなければならない。

(書類及び帳簿の備付け)

第28条 受託者は、その信託事務を行う事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

(1) 信託行為及びこれに附属する書類

(2) 利害関係人の名簿及び履歴書

(3) 運営委員会等の議事に関する書類

(4) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

(5) 資産及び負債に関する帳簿

(6) 官公署往復書類

(7) その他必要な書類及び帳簿

(業務の監督)

第29条 教育委員会は、法第3条及び同法第4条第1項の規定により、受託者に対し、報告を求め、若しくは資料を提出させ、又はその職員をして公益信託の業務の処理について実地に検査させることができる。

2 教育委員会は、前項の検査の結果、是正する必要があると認めるときは、法第4条第1項の規定により、受託者に対し、財産の供託その他必要な処分を命ずることができる。

3 教育委員会は、公益信託の監督上必要があると認めるときは、法第4条第1項の規定により、事業計画及び収支予算について変更を命じ、又は運営委員会等の設置を命ずることができる。

4 第1項の規定により、職員が実地検査をする場合には、公益信託検査員証（別記様式）を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(公益信託終了の報告等)

第30条 受託者は、信託が終了したときは、終了後1月以内に、信託の終了事由を記載した書類を教育委員会に提出しなければならない。

2 清算受託者は、信託の清算が終了したときは、清算終了後1月以内に、次に掲げる書類を添えた報告書を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 信託の清算が終了した日の属する信託事務年度の事業状況報告書及び収支決算書

(2) 信託の清算終了時における財産目録

(3) 残余財産の処分に関する書類

(委任)

第31条 この規則の施行に関し必要な事項は、沖縄県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年9月30日から施行する。

(沖縄県教育委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

2 沖縄県教育委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「昭和63年沖縄県教育委員会規則第1号」を「平成19年沖縄県教育委員会規則第13号」に、

「第13条（第5号及び第7号を除く。）」を「第28条（第4号及び第6号を除く。）」に改める。

別表第2中「第13条第5号」を「第28条第4号」に改める。

別記様式（第29条関係）

（表）

第 号	公益信託検査員証	
写 真	職 名	
	所 属 氏 名	
平成 年 月 日		
沖縄県教育委員会 印		

（裏）

沖縄県教育委員会の所管に属する公益信託の引受け
の許可及び監督に関する規則（抜粋）

（業務の監督）

第29条 教育委員会は、法第3条及び同法第4条第1項の規定により、受託者に対し、報告を求め、若しくは資料を提出させ、又はその職員をして公益信託の業務の処理について実地に検査させることができる。

2 （省略）

3 （省略）

4 第1項の規定により、職員が実施検査をする場合には、公益信託検査員証（別記様式）を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

規則案の概要の説明

総務課

1 件名

沖縄県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則

2 改正の経緯及び必要性

平成 18 年 12 月 15 日に「信託法」(平成 18 年法律第 108 号。以下「新信託法」という。)及び「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 18 年法律第 109 号)が公布され、同法により、「信託法」(大正 11 年法律第 62 号。以下「旧信託法」という。)について、題名が「公益信託ニ関スル法律」に改正されるともに、旧信託法の公益信託に関する規定(第 66 条から第 75 条まで)について、新信託法との調整を図る観点から一部改正が行われた。

上記法律の制定及び改正に伴い、「沖縄県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則」(昭和 63 年 1 月 12 日教育委員会規則第 1 号)について、必要な規定の整備等を行うものである。

3 改正案の概要

規則中で引用している法律名の改正や引用条項のずれ等に伴う改正を行うもののほか、多様な信託の利用形態に対応する目的で、信託の合併及び分割等の制度が導入されており、新たにこれらの手続きについて定める。

4 関係各課との調整状況

総務私学課と調整済

5 添付資料

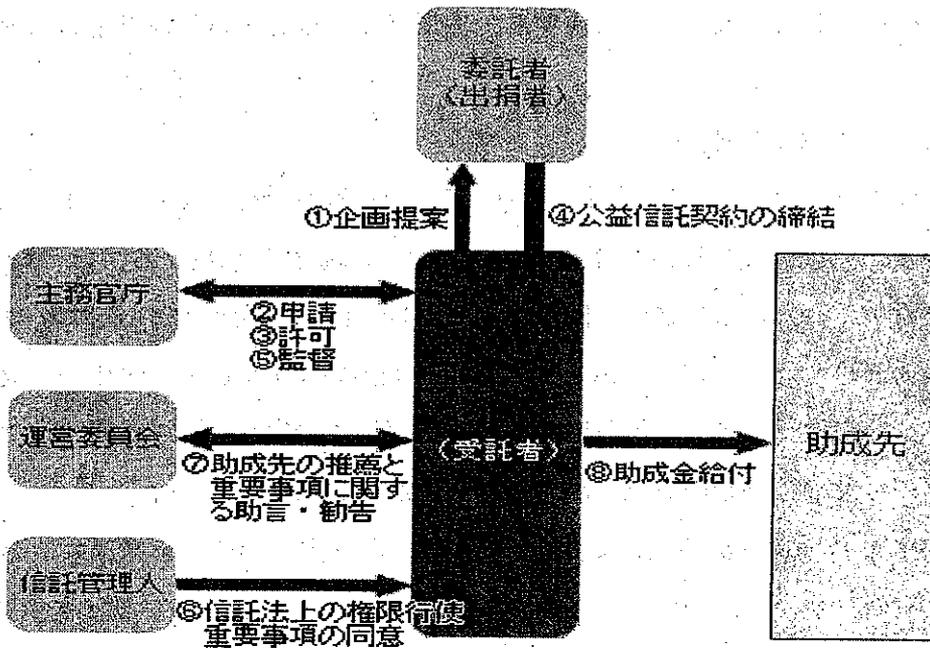
(1) 「公益信託について」

(2) 新旧対照表

公益信託について

1 公益信託とは

公益信託とは、個人が公益活動のために財産を提供しようという場合や、法人が利益の一部を社会に還元しようという場合などに、信託銀行に財産を信託し、信託銀行はあらかじめ定められた公益目的にしたがってその財産を管理・運用し、公益活動を行う制度です。



2 教育委員会所管の公益信託

名 称	宇琉麻学術研究助成基金	沖縄文化協会賞基金
設立許可	昭和63年2月17日	平成4年11月20日
目 的	沖縄県在住又は同県出身の研究者による学術上の研究の助成や国内・国際交流の援助を行い、もって沖縄県のみならず、広くわが国における研究者の育成と学術の発展に寄与する。	沖縄研究に携わる若い研究者のうち優れた業績を挙げた研究者を顕彰し、沖縄研究と文化の振興に寄与する。
委 託 者	源河 朝明	沖縄文化協会会長 外間守善
受 託 者	住友銀行株式会社 (東京都)	三菱UFJ信託銀行株式会社 (東京都)
元本残高	152,490,404円 (平成19年3月末)	28,189,652円 (平成19年3月末)
事業実績 (H18)	22件、計500万円を助成	3件、計45万円の顕賞金を支給

【新旧対照表】 沖縄県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）（以下「法」という。）第1条に規定する公益信託（以下「公益信託」という。）の引受けの許可及び監督の手續に必要事項を定めるものとする。</p> <p>(引受けの許可の申請)</p> <p>第2条 法第2条第1項の規定により公益信託の引受けの許可を受けようとする者は、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>(1) 設定趣意書</p> <p>(2) 信託行為の内容及を示す書類</p> <p>(3) 委託者となるべき者の履歴書</p> <p>(4) 受託者となるべき者の履歴書</p> <p>(5) 信託管理人を置く場合にあっては、信託管理人となるべき者の就任承諾書及び履歴書</p> <p>(6) 運営委員会その他当該公益信託を適正に運営するために必要な機関（以下「運営委員会等」という。）を設置する場合にあっては、その名称及び構成員の数並びにその構成員となるべき者の就任承諾書及び履歴書</p> <p>(7) 財産目録</p> <p>(8) 預金、有価証券等の財産の権利及び価格を証する書類</p> <p>(9) 引受け当初の信託事務年度及び翌信託事務年度（信託事務年度の定めがない信託にあっては、引受け後2年間）の事業計画書並びに収支予算書</p> <p>(10) その他教育委員会が特に必要と認める書類</p> <p>2 前項第3号から第5号までの規定において委託者、受託者又は信託管理人となるべき者が法人である場合にあっては、法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び主たる業務を記載した書類を添付するものとする。</p> <p>(財産の移転の報告)</p> <p>第3条 公益信託の引受けを許可された受託者は、遅滞なく、前条第1項第7</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する信託法（大正11年法律第62号）第66条に規定する公益信託（以下「公益信託」という。）の引受けの許可及び監督の手續に關し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(引受けの許可の申請)</p> <p>第2条 公益信託の引受けの許可を受けようとする者は、公益信託引受け許可申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 設定趣意書</p> <p>(2) 信託行為</p> <p>(3) 委託者となるべき者の履歴書（委託者となるべき者が法人の場合にあつては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び主たる業務（以下「名称等」という。）を記載した書類）</p> <p>(4) 受託者となるべき者の履歴書、身分証明書（受託者となるべき者が法人の場合にあっては、その名称等を記載した書類）及び印鑑証明書</p> <p>(5) 信託管理人を置く場合にあっては、信託管理人に就任を予定されている者の就任承諾書、履歴書、身分証明書及び印鑑証明書</p> <p>(6) 運営委員会その他当該公益信託を適正に運営するために必要な機関（以下「運営委員会等」という。）を設置する場合にあっては、その名称及び構成員の数並びにその構成員に就任を予定されている者の就任承諾書、履歴書、身分証明書及び印鑑証明書</p> <p>(7) 財産目録</p> <p>(8) 預金、有価証券等の財産の権利及び価格を証する書類</p> <p>(9) 引受け当初の事業年度及び次の事業年度の事業計画書並びに収支予算書</p> <p>(10) その他教育委員会が特に必要と認める書類</p> <p>(新設)</p> <p>(財産の移転の報告)</p> <p>第3条 公益信託の引受けを許可された受託者は、遅やかに第2条第7号に掲</p>

号の財産目録に記載された財産の移転を受け、その移転の終つた後1月以内に、これを証する登記所、銀行等の証明書類及び信託行為の謄本を添えて、その旨を教育委員会に報告しなければならない。

(事業計画書等の届出)

第4条 受託者は、毎信託事務年度(信託行為に別段の定めがないときは、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。以下同じ。)開始前に、当該信託事務年度の事業計画書及び収支予算書を教育委員会に届け出なければならない。

(削る)

(事業計画書等の変更の届出)

第5条 受託者は、第2条第1項第9号の事業計画書及び収支予算書又は前条の事業計画書及び収支予算書を変更したときは、遅滞なく、これらを教育委員会に届け出なければならない。

(事業報告)

第6条 受託者は、毎信託事務年度終了後3月以内に、当該信託事務年度末現在の財産目録を添えて、当該信託事務年度における次に掲げる事項を教育委員会に報告しなければならない。

(1) 事業の状況

(削る)

(2) 収支決算

(3) 財産増減の理由

(公告)

第7条 受託者は、前条の報告をした後、遅滞なく、前信託事務年度の事業及び財産の状況を公告しなければならない。

(信託の変更に係る書類の提出)

第8条 受託者は、法第5条第1項の特別の事情が生じたとき、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 信託の変更を必要とする事由を記載した書類
- (2) 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表

2 前項の信託の変更が、当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合にあっては、同項各号の書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書

ける財産目録に記載された財産の移転を受け、その移転の終つた日から起算して1月以内に、これを証する登記所、銀行等の証明書類及び信託行為の謄本を添えて、その旨を教育委員会に報告しなければならない。

(事業計画書等の届出)

第4条 受託者は、毎事業年度開始前に、当該事業年度の事業計画書及び収支予算書を教育委員会に届け出なければならない。

2 受託者は、前項の事業計画書及び収支予算書の内容を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(新設)

(事業報告)

第5条 受託者は、毎事業年度終了後3月以内に、当該事業年度末現在の財産目録を添えて、当該事業年度における次に掲げる事項を教育委員会に報告しなければならない。

(1) 事業の状況

(2) 業務の概要

(3) 収支決算

(4) 財産増減の理由

(公告)

第6条 受託者は、前条の報告をした後、遅滞なく前年度の事業及び財産の状況を公告しなければならない。

(信託条項の変更の認可の申請)

第7条 受託者は、信託行為の当時予見することができなかつた特別の事情により、信託条項の変更について、信託行為の定めるところにより認可を受けようとするときは、信託条項変更認可申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

(1) 信託条項の変更案及び変更の理由を記載した書類

(2) 信託行為の変更に係る条項の新旧比較対照表

(3) 信託行為に定める手続を経たことを証する書類

2 前項の信託条項の変更が、当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合は、同項各号に掲げる書類のほか、その変更に係る第2条第7号から

を添えなければならぬ。

(信託の変更の許可の申請)

第9条 受託者は、法第6条の規定により信託の変更の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

(1) 信託の変更を必要とする事由を記載した書類
(2) 信託の変更をする根拠となる信託法(平成18年法律第108号)の規定(同法第149条第4項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)に記載した書類

(3) 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表

2. 前項の信託の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合にあっては、同項各号の書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添えなければならない。

(信託の合併の許可の申請)

第10条 受託者は、法第6条の規定により信託の合併の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

(1) 信託の合併を必要とする事由を記載した書類

(2) 信託の合併をする根拠となる信託法の規定(同法第151条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)に記載した書類

(3) 信託の合併後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表

(4) 信託法第152条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める信託の合併の手続を経たことを証する書類

2. 第2条第1項第5号から第10号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第9号中「引受け」とあるのは「信託の併合」と読み替えるものとする。

(吸収信託分割の許可の申請)

第11条 受託者は、法第6条の規定により吸収信託分割の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

(1) 吸収信託分割を必要とする事由を記載した書類

(2) 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第156条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)に記載した書類

第9号までに掲げる書類を添えなければならない。この場合において、同条第9号中「引受け」とあるのは、「信託条項変更後」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

- (3) 吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
 (4) 信託法第156条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたこと
 その他信託法の定める吸収信託分割の手続を経たことを証する書類
 (新規信託分割の許可の申請)

第12条 受託者は、法第6条の規定により新規信託分割の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 新規信託分割を必要とする事由を記載した書類
 (2) 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第159条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
 (3) 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
 (4) 信託法第160条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたこと
 その他信託法の定める新規信託分割の手続を経たことを証する書類
 2 第2条第1項第5号から第10号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第9号中「引受け」とあるのは「新規信託分割」と読み替えるものとする。

(受託者の辞任の許可の申請)

第13条 受託者は、法第7条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 辞任しようとする事由を記載した書類
 (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
 (3) 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類
 (検査役の選任の申請)

第14条 委託者又は信託管理人は、信託法第46条第1項及び法第8条の規定により検査役の選任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 選任を請求する事由を記載した書類
 (2) 検査役の選任に関する意見を記載した書類
 (受託者の解任の申請)

第15条 委託者又は信託管理人は、信託法第58条第4項及び法第8条の規定により受託者の解任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 解任を請求する事由を記載した書類

(新設)

(受託者の辞任の許可の申請)

第8条 受託者は、やむを得ない事由により辞任しようとするときは、受託者に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 辞任しようとする理由を記載した書類
 (2) 財産及び収支の現況を記載した書類
 (3) 新受託者の選任に関する意見を記載した書類
 (新設)

(受託者の解任の申請)

第9条 委託者、その相続人又は信託管理人は、受託者の任務違反その他重要な事由により、受託者の解任を請求しようとするときは、受託者解任申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 解任を請求する理由を記載した書類

(2) 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類
(新たな受託者の選任の申請)

第16条 委託者、信託管理人又は運営委員会等の構成員（以下「利害関係人」という。）は、信託法第62条第4項及び法第8条の規定により新たな受託者の選任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 任務終了の事由を記載した書類
- (2) 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類
- (3) 新たな受託者となるべき者に係る第2条第1項第4号に掲げる書類及び就任承諾書

(4) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負債債務の状況を記載した書類
(信託財産管理命令の申請)

第17条 利害関係人は、信託法第63条第1項及び法第8条の規定により信託財産管理者による管理を命ずる処分（以下この条において「信託財産管理命令」という。）の請求をしようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 受託者の任務終了の事由を記載した書類
- (2) 信託財産管理命令を請求する事由を記載した書類
- (3) 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類
(保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)

第18条 信託財産管理者は、信託法第66条第4項及び法第8条の規定による許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類
- (2) 許可を受けようとする事由を記載した書類

2. 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第66条第4項及び法第8条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

(信託財産管理者等の辞任の許可の申請)

第19条 信託財産管理者は、信託法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 辞任しようとする事由を記載した書類

(2) 新受託者の選任に関する意見を記載した書類
(新受託者の選任の申請)

第10条 委託者、その相続人、信託管理人又は運営委員会等の構成員（以下「利害関係人」という。）は、新受託者の選任を請求しようとするときは、受託者選任申請書に第2条第4号に掲げる書類並びに財産及び収支の現況を記載した書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

(3) 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2. 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。この場合において、前項第3号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産管理者等の解任の申請)

第20条 委託者又は信託管理人は、信託法第70条において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

(1) 解任を請求する事由を記載した書類

(2) 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2. 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。この場合において、前項第2号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産法人管理命令の申請)

第21条 利害関係人は、信託法第74条第2項及び法第8条の規定により信託財産法人管理人による管理を命ぜらざる処分（以下この条において「信託財産法人管理命令」という。）を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

(1) 受託者の死亡の事実を記載した書類

(2) 信託財産法人管理命令を請求する事由を記載した書類

(3) 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

(信託管理人の選任の申請)

第22条 利害関係人は、信託法第123条第4項又は同法第258条第6項及び法第8条の規定により信託管理人の選任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

(1) 選任を請求する事由を記載した書類

(2) 信託管理人となるべき者に係る第2条第1項第5号に掲げる書類

(信託管理人の辞任の許可の申請)

第23条 信託管理人は、信託法第128条第2項において準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請

(新設)

(新設)

(信託管理人の選任の申請)

第11条 利害関係人は、信託管理人の選任を請求しようとするときは、信託管理人選任申請書に第2条第5号に掲げる書類及び選任を請求する理由を記載した書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

(新設)

書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 辞任しようとする事由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類
(信託管理人の解任の申請)

第24条 委託者又は他の信託管理人は、信託法第128条第2項において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託管理人の解任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 解任を請求する事由を記載した書類
- (2) 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類
(新たな信託管理人の選任の申請)

第25条 利害関係人は、信託法第129条第1項において準用する同法第62条第4項及び法第8条の規定により新たな信託管理人の選任を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類
- (2) 新たな信託管理人となるべき者に係る第2条第1項第5号に掲げる書類
(信託の終了の申請)

第26条 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第165条第1項及び法第8条の規定により信託の終了を請求しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 信託の終了を請求する事由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 残余財産の処分の見込みに関する書類
(諸届出)

第27条 受託者は、第3条から第6条までに定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその旨を書面により教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 委託者が死亡したとき(委託者が法人の場合にあつては、解散したとき)。
- (2) 委託者、受託者又は信託管理人の氏名、職業又は住所に変更があつたとき(委託者、受託者又は信託管理人が法人の場合にあつては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務に変更があつたとき)。

(新設)

(新設)

(新設)

(諸届出)

第12条 受託者は、第3条から第6条までに定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅やかにその旨を書面により教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 委託者が死亡したとき(委託者が法人の場合にあつては、解散したとき)。
- (2) 委託者、受託者又は信託管理人の氏名、職業又は住所に変更があつたとき(委託者又は受託者が法人の場合にあつては、その名称等に変更があつたとき)。

き。)

- (3) 信託管理人又は運営委員会等の構成員に変更があつたとき。
- 2 前項第3号による届出の場合(運営委員会等の構成員が再任である場合を除く。)は、第2条第1項第5号又は第6号の書類を添えなければならない。
(書類及び帳簿の備付け)

第28条 受託者は、その信託事務を行う事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 信託行為及びこれに附属する書類
- (2) 利害関係人の名簿及び履歴書
(削る)
- (3) 運営委員会等の議事に関する書類
- (4) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (5) 資産及び負債に関する帳簿
- (6) 官公署往復書類
- (7) その他必要な書類及び帳簿
(業務の監督)

第29条 教育委員会は、法第3条及び同法第4条第1項の規定により、受託者に対し、報告を求め、若しくは資料を提出させ、又はその職員をして公益信託の業務の処理について実地に検査させることができる。

- 2 教育委員会は、前項の検査の結果、是正する必要があると認めるときは、法第4条第1項の規定により、受託者に対し、財産の供託その他必要な処分を命ずることができる。
- 3 教育委員会は、公益信託の監督上必要があると認めるときは、法第4条第1項の規定により、事業計画及び収支予算について変更を命じ、又は運営委員会等の設置を命ずることができる。
- 4 第1項の規定により、職員が実地検査をする場合には、公益信託検査員証(別記様式)を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

(削る)

- (3) 信託管理人又は運営委員会等の構成員に変更があつたとき。
- 2 前項第3号による届出の場合、第2条第5号又は第6号に掲げる書類を添えなければならない。
(書類及び帳簿の備付け等)

第13条 受託者は、その信託事務を行う事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 信託行為
- (2) 利害関係人の名簿及び履歴書
- (3) 業務日誌
- (4) 運営委員会等の議事に関する書類
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産及び負債に関する帳簿
- (7) 官公署往復書類
- (8) その他必要な書類及び帳簿
(業務の監督)

第14条 教育委員会は、信託法第67条及び第69条第1項の規定により、受託者に対し、報告を求め、若しくは資料を提出させ、又はその職員をして公益信託の業務の処理について実地に検査させることができる。

- 2 教育委員会は、前項の検査の結果、是正する必要があると認めるときは、信託法第69条第1項の規定により、受託者に対し、財産の供託その他必要な処分を命ずることができる。
- 3 教育委員会は、信託法第67条の規定により、必要があると認めるときは、事業計画及び収支予算について変更を命じ、又は運営委員会等の設置を命ずることができる。この場合において、受託者に対して意見を述べる機会を与えるものとする。
- 4 第1項の規定により、職員が実地検査をする場合には、公益信託検査員証(別記様式)を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

(受託者の信託財産の取得の許可の申請)

第15条 受託者は、信託法第22条第1項ただし書及び第72条本文の規定により、信託財産を固有財産とすることについて許可を受けようとするときは、信託財産取得許可申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 固有財産としようとする理由を記載した書類

- (2) 固有財産となるべきものの種類及び総額を記載した書類
- (3) 固有財産となるべきものの価格を証する書類

(残余財産の処分の承認の申請)

第16条 受託者は、公益信託の終了に伴う残余財産の処分について、信託行為の定めるところにより承認を受けようとするときは、残余財産処分承認申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 公益信託終了の理由を記載した書類
 - (2) 公益信託終了時における財産目録
 - (3) 残余財産の処分方法に関する書類
 - (4) 信託行為に定める手続を経たことを証する書類
- (公益信託の終了の報告)

第17条 受託者は、公益信託が終了したときは、速やかに前条第1号から第3号までに掲げる書類を添えて、その旨を教育委員会に報告しなければならない。ただし、前条の規定により承認を受けた場合は、この限りでない。

(新設)

(削る)

(公益信託終了の報告等)

第30条 受託者は、信託が終了したときは、終了後1月以内に、信託の終了事由を記載した書類を教育委員会に提出しなければならない。

2 清算受託者は、信託の清算が終了したときは、清算終了後1月以内に、次に掲げる書類を添えた報告書を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 信託の清算が終了した日の属する信託事務年度の事業状況報告書及び収支決算書
- (2) 信託の清算終了時における財産目録
- (3) 残余財産の処分に関する書類

(委任)

第31条 この規則の施行に関し必要な事項は、沖縄県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、沖縄県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年9月30日から施行する。

(沖縄県教育委員会の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

- 2 沖縄県教育委員会の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「昭和63年沖縄県教育委員会規則第1号」を「平成19年沖縄県教育委員会規則第13号」に、「第13条（第5号及び第7号を除く。）」を「第28条（第4号及び第6号を除く。）」に改める。

(委任)

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、沖縄県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中第29号を第30号とし、第15号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 教育に関する公益信託に関すること。

- 3 沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「第13条第5号」を「第28条第4号」に改める。

別記様式 (第29条関係)

(表)

第 号	公益信託検査員証
写真	職 名 所 属 氏 名
平成 年 月 日	沖縄県教育委員会 印

(裏)

沖縄県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則 (抜粋)

(業務の監督)

第29条 教育委員会は、法第3条及び同法第4条第1項の規定により、受託者に対し、報告を求め、若しくは資料を提出させ、又はその職員をして公益信託の業務の処理について実施に検査させることができる。

- 2 (省略)
- 3 (省略)
- 4 第1項の規定により、職員が実施検査をする場合には、公益信託検査員証 (別記様式) を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第2条中第24号を第25号とし、第23号を第24号とし、第22号を第23号とし、第21号の次に次の1号を加える。

(22) 教育に関する公益信託の引受けの許可、認可及び承認に関すること。

別記様式 (第14条関係)

(表)

第 号	公益信託検査員証
写真	職 名 所 属 氏 名
昭和 年 月 日	沖縄県教育委員会 印

(裏)

沖縄県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則 (抜粋)

(業務の監督)

第14条 教育委員会は、信託法第67条及び第69条第1項の規定により、受託者に対し、報告を求め、若しくは資料を提出させ、又はその職員をして公益信託の業務の処理について実施に検査させることができる。

- 2 (省略)
- 3 (省略)
- 4 第1項の規定により、職員が実施検査をする場合には、公益信託検査員証 (別記様式) を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。



【新旧対照表】沖縄県教育委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則

新

別表第1 (第3条、第4条関係)
 条例第3条第1項の規定により定める保存

条例等	規定
沖縄県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則 (昭和47年沖縄県教育委員会規則第21号)	第12条 (第5号及び第7号を除く。)
沖縄県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則 (平成19年沖縄県教育委員会規則第13号)	第28条 (第4号及び第6号を除く。)

別表第2 (第3条、第4条関係)

条例第3条第1項の規定により定める保存のうち第4条第3項各号に掲げる措置が必要なもの

条例等	規定
沖縄県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則	第12条第5号
沖縄県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則	第28条第4号

旧

別表第1 (第3条、第4条関係)
 条例第3条第1項の規定により定める保存

条例等	規定
沖縄県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則 (昭和47年沖縄県教育委員会規則第21号)	第12条 (第5号及び第7号を除く。)
沖縄県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則 (昭和63年沖縄県教育委員会規則第1号)	第13条 (第5号及び第7号を除く。)

別表第2 (第3条、第4条関係)

条例第3条第1項の規定により定める保存のうち第4条第3項各号に掲げる措置が必要なもの

条例等	規定
沖縄県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則	第12条第5号
沖縄県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則	第13条第5号